市議会　全員協議会
H12.2.21　総務部総務課

地方分権一括法の施行に伴う関係条例・規則の改正等の概要について

1　改正等を必要とする条例・規則の数

改正等の区分	条例	規則	計
新　規　制　定	２（０）	２	４
全　部　改　正	１（０）	０	１
一　部　改　正	６６（20）	６３	１２９
廃　　　止	１（０）	３	４
計	７０（20）	６８	１３８

2　改正等の内容の内訳

内訳の区分	条例	規則	計
義務の賦課・権利の制限（公の施設の行為の禁止規定の条例化等）	４１（０）	４５	８６
手数料の条例化（戸籍関係手数料等）	３（０）	３	６
権限委譲（狂犬病予防事務等）	４（０）	５	９
必置規制の見直し（農地主事等）	７（４）	５	１２
過料の上限限度額の引上げ	１５（13）	２	１７
引用条項の整理（防災会議条例等）	７（３）	６	１３
規定の整備（条例改正に伴う規則の整理等）	１６（１）	１４	３０
その他（失効による廃止等）	１（０）	３	４
計	９４（21）	８３	１７７

備考１　上記の数字は、平成12年２月18日現在において取りまとめたものである。

２　２の内訳の数に重複があるため、１と２の計は一致しない。

３　括弧書は、１２月定例会に提出した条例の数である。